

文教委員会資料

陳情の審査

陳情第98号 川崎市教育委員会会議のインターネット中継
を求める陳情

資料1 川崎市教育委員会会議のインターネット中継について

資料2 関係法令等

平成30年1月25日
教育委員会事務局

川崎市教育委員会会議のインターネット中継について

○陳情第 98 号

川崎市教育委員会会議のインターネット中継を求める陳情

1 陳情の要旨について

本市教育委員会会議のインターネット中継がされていません。是非、本市議会の委員会と同様に中継をお願いします。

2 教育委員会の考え方について

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、教育委員会会議を原則「公開する」ことを規定するとともに、議事録の作成及び公表については努力義務として定めている。
- (2) 川崎市においては、同法及び教育委員会会議規則に基づき会議を公開し、会議録を作成するとともに、ホームページで公表している。
なお、教育委員会傍聴人規則第 4 条においては、原則、傍聴人による録音等を禁止している。
- (3) 現在、他の政令指定都市の教育委員会で、教育委員会会議にインターネット中継を導入している事例はない。
- (4) 傍聴人に録音等を認めた場合には、次の事態が生じることが懸念される。
 - ア その部分だけで全体が類推されるおそれがあること。
 - イ 委員が傍聴人の録音等を意識して発言するため、十分な審議、自由かつ達な議論ができないこと。
 - ウ 録音等の場合は発言の取消し、訂正が後日あることも予想され正確性に欠けること。
- (5) インターネット中継を導入した場合には、さらに、次の事項に留意する必要がある。
 - ア 中継を録画・録音できることとなり、傍聴人に録音等を許可するのと同じ効果を生むこと。
 - イ 事務局の校正（文言整理）や教育委員の確認を経ない未成熟な情報が開示されることと同様の状態となること。
 - ウ 場合によっては、正式な会議録とは別に、未成熟な録音データが併存することとなり、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」こと。
- (6) 以上を踏まえ、教育委員会としては、引き続き、原則、録音等を禁止し、録音等を許可するのと同じ効果を生むインターネット中継の導入は予定していない。

関係法令等

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（会議）

第 14 条 略

2～6 略

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 略

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

（教育委員会規則の制定等）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 略

○川崎市教育委員会会議規則（昭和 59 年川崎市教育委員会規則第 6 号）

（会議録）

第 14 条 会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
 - (2) 出席及び欠席委員の氏名
 - (3) 出席した職員の職及び氏名
 - (4) 議事日程
 - (5) 報告事項
 - (6) 議案に関する議事及び議決
 - (7) 発言した者の職及び氏名並びにその発言
 - (8) その他委員会において必要と認めた事項
- 2 会議録には、議案及び関係書類を添付する。

（署名）

第 15 条 会議録には、教育長の指名する委員 2 人が署名しなければならない。

○川崎市教育委員会傍聴人規則（平成 13 年川崎市教育委員会規則第 11 号）

（写真撮影等の制限）

第 4 条 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、教育長が認めた場合はこの限りではない。